

第2章 市民協働のまちづくりの基本的な考え方

(1) 市民協働のまちづくりのいくつかの範囲

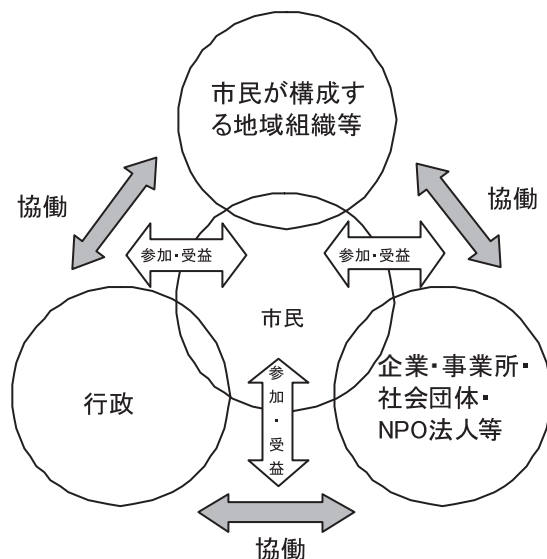
つくば市では、今後のまちづくりにあたって「あらゆることがらにおいて市民と協働を進めること」を原則とします。具体的に全てのまちづくりの範囲において市民との協働の可能性を検討し、それぞれの範囲において協働にふさわしい活動や協働の形に合わせた関わり方を明確にしていくとともに共通の理解を深めていきます。

表 市民協働のまちづくりのいくつかの範囲

①	②	③	④	⑤
市民が主体的に活動する範囲	市民の主体性のもとに行政の協力により行う範囲	市民と行政とが相互に協力して行う範囲	行政の主体性のもとに市民の協力を得て行う範囲	行政が責任を持って対応すべき範囲
市民の責任範囲	市民と行政との協働範囲			行政の責任範囲

市民と行政の活動を大きく分けて考えると、表のように5つに分かれます。このうち②・③・④が、主として市民と行政の協働でのまちづくりの範囲となります。ただ、こうした範囲の区分は固定的なものではありません。今後、問題や事業ごとに、市民と行政がどの範囲に入るかについても、本ガイドラインの趣旨に則り推進していくこととします。

協働のイメージ略図



(2) 市民協働のまちづくりの担い手

市民協働のまちづくりを進めていくためには、それぞれの担い手が積極的に参加し、それぞれの特性を発揮して、それぞれの役割を認識し、より良い地域社会の在り方について考え解決するという、これからの新しいまちづくりを活性化するためには、行政も含めた、それぞれの主体によって取り組まれるという視点が必要です。

【市民】

市民とは、狭い意味では、つくば市内に在住、在勤、在学する個人を指します。また広い意味では、市民が構成する組織、以下に述べる行政以外の団体、組織や企業・事業所も含めて考えます。このガイドラインで市民という場合、後者の広い意味で用います。

【区会・自治会・町内会】

市内には現在約630存在しています。

【地域活動団体】

PTA、子ども会、自警団、消防団、シルバークラブ、婦人会、スポーツや趣味のサークル・団体など多くの地域で活動する組織があります。

【NPO・ボランティア活動団体】

市内に設立され活動する約80のNPO法人だけでなく、つくば市で活動を行うNPO法人やボランティアグループなどの他、非営利で活動する任意団体を指します。

【社会団体・公益団体・研究機関・メディア】

農業協同組合（JA）や生活協同組合、労働組合、社会福祉協議会（社協）、医師会、商工会など約60の社会団体がつくば市で活動しています。さらに、市内には研究学園都市特有の公益的な組織として、大学や多くの研究所があり、新聞やFM放送、インターネットメディアなどの地域メディアも活動しています。

【企業・事業所】

およそ7,300の企業・事業所があります。企業の活動は営利を目指すものが主ですが、多くの公益的な社会貢献活動も行っています。

【つくば市】

市では、1,800人以上の職員が働いています。

(3) 市民協働のまちづくりの原則・ルール

つくば市では、様々な知識や技能、経験などを蓄積した人材に富み、多分野での市民活動が盛んに行われています。つくば市において、これからの市民協働をスムーズに進めるためには、お互いが共通のルールを十分に理解することが重要です。

【① 情報の共有と透明性の原則・・・開かれた市民協働】

まちづくりに関して、お互いがもつ情報を公開し合い、どのような課題があるか、どのような市民や団体がどのような活動をしているかなど、関係者間で情報を共有することが必要です。

特に、行政が持つ豊富な情報が適切に公開されることにより、市が直面する課題に対して、市民が自分たちの問題として関心を持てるようにすることが大切です。

また、多くの市民が協働に参加する機会を広く確保する観点から、協働の内容や結果の公開に努め、市民協働の過程を透明に保つことも必要です。

【② 自主・自立・対等の原則】

協働を進めるうえで、行政は市民の活動が自主的かつ自己責任のもとで行われていることを理解し、その主体性を尊重し市民それぞれの特性を生かした柔軟な取り組みを支援することが重要です。

協働の関係では、お互いに対等であり、対等な関係を保つよう心がける必要があります。特に行政は、市民や団体が、個性豊かなまちづくりのパートナーであるとの意識を強く持つことが大切であり、対等な立場で話し合う姿勢を保持することが肝要です。

【③ 対話・説明責任・評価の原則】

市民協働のまちづくりについて、行政と協働に参加する市民は、お互いに積極的に対話することが必要です。(①の情報を公開し透明性を保つだけでなく) 直接協働に参加していない市民に対しても説明責任を果たすことが必要です。

また、様々な市民協働のまちづくり活動は、一定の時期を区切ってその継続の可否を検討することも大切です。そのために、協働に対する評価の仕組みを取り入れることも必要です。



(4) 今回のガイドラインで明示する事業の範囲と今後のルール化

先に述べたように、つくば市では、今後のまちづくりにあたってはあらゆることにおいて、市民と協働を進めることを原則としますが、今回のガイドラインでは、そのうち行政と市民が協働で行う事業（協働事業）を中心に枠組みを、次の「3.」に明示いたします。

ただし、今回明示する以外の新しい協働の形が必要になり、市民や行政からそれが提案されれば、本ガイドラインで述べた「市民協働のまちづくりの原則・ルール」に則って、さらなる考え方を明示していくこととします。

また、本ガイドラインは、今後の市民協働の進展や社会変化なども勘案し柔軟に見直しを行います。

